

財形持家融資制度の見直しについて

財形持家融資制度の更なる利用促進を図る観点から、制度利用者の要望等を踏まえ、独立行政法人勤労者退職金共済機構の規程改正で対応可能な改善を行った。

なお、併せて東日本大震災特例措置の拡充を実施した。

1 融資受付事務の弾力化（平成 24 年 4 月 1 日実施）

融資申込前に住宅建築を着工した場合、原則として申込みを受け付けていなかったが、中間現場検査前までに設計検査に関する通知書を添えて申し込まれた場合は受け付けることとした。

2 融資対象費用の拡大（平成 24 年 4 月 1 日実施）

請負契約書や売買契約書に含まれる一定の工事費用を融資対象費用に追加した。

3 東日本大震災特例貸付の対象拡充等（平成 24 年 8 月 1 日実施）

特例貸付（※）の対象に、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示区域内の住宅に代わる住宅を取得しようとする勤労者を加える等の措置を講じた。

※特例貸付の内容

- ・ 最長 5 年間の据置期間
- ・ 貸付当初 5 年間の金利を 0% とし、6～10 年目は、原則として通常のコ利から 0.53% 引き下げる。
- ・ 返済期間を最長 5 年間延長

4 中古戸建て住宅の敷地面積要件の廃止（平成 24 年 10 月 1 日実施）

中古戸建て住宅の「敷地面積 100 m²以上」の要件を廃止した。

5 融資率の引上げ（平成 24 年 10 月 1 日実施）

融資率を、住宅取得等に要する費用の 8 割から 9 割に引き上げた。

6 財形持家融資の金利設定の見直し（平成 24 年 10 月 1 日実施）

財形持家融資制度は累積欠損金が生じていたが、財務状況が改善したことを踏まえ、貸付金利を再設定し、調達金利に上乗せしているスプレッド（※）を 0.69%から 0.4%に引き下げた。これに伴い、貸付金利を引き下げた。

（※）スプレッドは、金利変動リスク、累積欠損金解消等に対応するための調整率。